

【 環境政策課からのお知らせ 】

あき地相談 WEB 申請

近隣のあき地の雑草の繁茂で生活環境が悪化しているという相談が、毎年寄せられています。相談は従来、開庁時間に電話か窓口で受付けていましたが、WEB 上でも受付を開始し、いつでも相談申請が行えるようになりました。

下記QRコードか日野市HP上の申請フォームにて申請が可能です。

[トップページ](#)>[くらし・手続き](#)>[環境](#)>[日常生活をとりまく環境](#)>[空き地 WEB 相談申請](#)

【日野市HP（1026249）】

ステップ1

- ・QRコードまたは申請フォームから相談申請



ステップ2

- ・市が現地確認・所有者へ通知（条例適応の場合のみ）

ステップ3

- ・対応状況について市から申請書へ報告（希望者のみ）

（指導助言）

「日野市あき地の環境保全に関する条例」（抜粋）

第4条 市長は、あき地が危険な状態になるおそれがあると認めるときは、当該あき地の所有者等に対し適切な指導をし、又は助言することができる。

野焼きは原則禁止です！！

東京都環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）や廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により、屋外での焼却行為は原則禁止となっています。また、屋外焼却は以下のような問題点があります。

- ▽ 燃やすものによっては、ダイオキシン等の有害物質の発生が危惧されます。
- ▽ 周囲の洗濯物等に匂いがつくなど、迷惑行為になります。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

裏面も見てね



エコアラ・エコクマ